

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果  
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】（要望番号87）

【刑事確定記録の開示】

法務省において、刑事確定記録を開示するに当たっては、被害者の知る権利を満たすため、「被告人及び証人等の住所も含めて開示するよう周知徹底する。」という内容を基本計画に加えてほしい。

【検討結果】

確定記録の閲覧については、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害（関係者の名誉・プライバシーの侵害、犯人の改善更生の妨げ等）を比較衡量してその許否を判断すべきものであり、刑事確定訴訟記録法は、このような趣旨で閲覧制限事由等を定めているものであるから、一律、被告人や証人等の住所を開示することを制度化することは困難であると考えられるが、その上で、この点について、なお被害者保護の観点からどのような対応が可能かを引き続き検討してまいりたい。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等

イ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度を周知徹底させる。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 88)

性犯罪被害者に対する事情聴取において、女性警察官による事情聴取と安心して事情聴取に応じられる部屋の整備を徹底してほしい。

【検討結果】

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会とのネットワークの構築による連携強化等に引き続き努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察庁において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室を活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果  
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】（要望番号89）

【不起訴記録開示】

一旦不起訴となると被疑者が本当に加害者であったのかも知らされないケースも多く、中には、被害者遺族が被疑者の顔も分からないケースが多く、同じ地域社会で生活をしていく上で大きな恐怖となる。そこで不起訴記録開示の範囲を大幅に広めて基本的にすべての捜査資料を被害者等には開示してほしい。

【検討結果】

不起訴事件記録については、関係者のプライバシーを保護し、又は捜査・公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法第47条により、原則として公開を禁じられているため、すべての捜査資料を被害者等に開示することは困難であると思われるが、その上で、この点について、被害者保護の観点からどのような対応が可能か、更に検討してまいりたい。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(16) 不起訴事案に関する適切な情報提供

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】（要望番号90）

【不起訴記録の弾力的開示】

法務省において、「不起訴記録の弾力的開示を周知徹底する」とあるが、実情は、客観的な証拠の開示に限られており、供述調書までには及んでいないので、開示の範囲を広げてほしい。

【検討結果】

不起訴事件記録については、関係者のプライバシーを保護し、又は捜査・公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法第47条により、原則として公開を禁じられているため、供述調書を一律被害者等に開示するものとすることは困難であると思われるが、その上で、この点について、被害者保護の観点からどのような対応が可能か、更に検討してまいりたい。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(16) 不起訴事案に関する適切な情報提供

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 91)

特に警察段階では、捜査の進捗状況などについて必ずしも十分な情報提供が行われているとは言えないことから、捜査の進捗状況の情報提供について、さらに充実させてほしい。

【検討結果】

警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように引き続き努める。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(13) 捜査に関する適切な情報提供

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努めていく。

【備考】

## 別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

### 【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 92)

交通事件においては、警察・検察での捜査が十分でないため、その間隙について「自称・交通事故鑑定士」による二次被害が後を絶たない。このような被害をなくすため、警察での科捜研による完璧な捜査体制が確立し、すべての重大交通犯罪において科捜研の出動を義務付けてほしい。それが叶わないのであれば、国が鑑定士を国家資格にして厳格な資格審査を実施するか、民間鑑定組織を厳格に審査し委託するなどの方策を講じてほしい。

### 【検討結果】

警察において、ち密で科学的な捜査を一層推進するため、重大・悪質な交通事故等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が警察本部から事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど交通事故事件捜査体制を強化するほか、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に引き続き努める。

### 【参考：関連する現行施策】

#### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

##### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

##### (14) 交通事故捜査の体制強化等

警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するほか、交通事故自動記録装置を始めとする捜査支援機器の整備・活用を図るなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。

### 【備考】